

開港期朝鮮におけるコレラ流行と開港場検疫¹

朴 漢珉(高麗大学)

翻訳：安 ヨンヒ

1. はじめに
2. 仁川港の臨時検疫規則施行の試みと事後承認取消
3. 元山港の検疫規則施行合意と各国の共助
4. 釜山港の検疫規則施行を巡る議論と葛藤
5. おわりに

1. はじめに

2020年初頭から急速に拡散し、世界中を強打した新型コロナウイルス(COVID-19)により、1日平均60万人以上の感染者が出ており、累計感染者数はすでに5千万人を超えた状況にある。前代未聞の新型感染症が世界的に猛威を振るう状況の中で、人々は感染症に対して高い関心を示し始めた。これに該当する感染症としては、ペスト、コレラ、天然痘、SARS、MERSなどがある。本稿では、このうち開港以来周期的に流行し、多くの人的被害を出した代表的な感染症としてコレラに注目したい。定期航路の開設によりヒトやモノの移動が増加する中で、開港場を中心にコレラが頻繁に流行することにより、検疫規則を制定し、施行するようになったからだ。

開港以来、朝鮮では1879年にコレラが大流行した。この際、朝鮮人は最低6万から7万人以上死亡したと推定される。コレラ予防のため釜山港の日本監理官は、自国居留民を対象に19の条項からなる「虎列刺(コレラ)予防並取扱方規則」を施行した。花房義質(はなぶさよしもと)代理公使は、この規則を翻訳して朝鮮側に伝えた。感染症を予防する際に、参考にさせるためであった。この規則は、日本政府が発布した「虎列刺病予防法心得」(1877)と「虎列刺病

¹ この発表文は、以下の筆者の既論文2本を要約し、関連資料を補って作成したものである。朴漢珉「1879年コレラの拡散と朝日両国の対応」今西淳子編『アジアの未来へー私の提案』, Japan Book, 2017 ; 朴漢珉「1886年朝鮮内のコレラの流行と開港場の検疫」『医史学』29-1, 大韓医史学会, 2020.

予防仮規則」(1879)の条文から選別してまとめたものであった。

1886年にも朝鮮各地でコレラが流行した。黄玟（ファン・ヒョン）によると、当時全国的に「怪疾（奇怪な疾病）」が発生し、これにより死亡した者が数百万人で「大体ひとつの道（県に相当）の世帯数が減るほど」であった（黄玟著 2005： 234）。同年日本でもコレラが大流行し、全国的に108,405人が死亡したことが確認された。1880年代に入り、コレラ発生により最も多くの死者が発生した年が、まさに1886年であった（山本俊一，1982： 69～70；シン・キュファン，2018： 5～6）。

1886年は、朝鮮で釜山、元山、仁川と3ヶ所を開港し、居留地が整備されていく時期であり、開港場ごとに海関が設置され、本格的に業務を始めた時期であった。しかし、開港場を往来する各国の船舶や人を対象に検疫を実施できる規定が体系的に作られてなかった。こうした中で、コレラが全国的に猖獗を極め、人的被害が増えていった。開港場を中心にどのように感染症の流入を遮断し、疾病が他の地域に拡散するのを防げるのか、開港場で自国民を管理していた監理たちを中心に方法を模索し始めた。共同で取り組めるマニュアルが整備されてなかったために臨時で検疫規則を制定し、施行する過程でも試行錯誤するほかなかった。

本発表では、朝鮮の3か所の開港場を中心にコレラ予防のための検疫がどのように行われたのか検討しようと思う。当時、開港場では日本人が2,961人と居留外国人の中で最も多く、次に清国人が349人であった。² 感染症が発生することで自国の居留地を保護するために積極的に取り組み朝鮮官吏と交渉しながら臨時検疫規則の施行を議論した主体の一つが日本側であった。朝鮮政府が検疫規則を制定する以前であり、感染症流行に速やかに対処する必要があっただけに各開港場で日本領事が先に検疫規則の実施を提案し、朝鮮の監理や海関税理司をはじめ各国の領事と施行方法を具体的に議論する以外になかった。コレラが開港場を中心に流行するなかで、朝鮮と日本が自国民を保護するために開港場を中心に防疫活動をどのように展開したのか、検疫問題をどのように認識していたのかを調べてみようと思う。

2. 仁川港の臨時検疫規則施行の試みと事後承認取消

² 日本人の場合、釜山1,976人、仁川706人、元山279人だった（李東勳，2019： 51）。清国人の場合、釜山87人、仁川205人、元山57人だったという。（朴正鉉，2010： 57）。1880年代半ば開港場に居留した西洋人数は、統計上では確認が難しいが、1897年仁川居留地基準でみると、英国人17人、米国人とドイツ人がそれぞれ14人、フランス人9人など、西洋人全部合わせて63人ほどだ。孫禎睦氏によると、各国居留地開設初期から日本人たちが95%以上を占めていたという。（孫禎睦，1982： 163～164）。

釜山地域でコレラが大流行しているという知らせを聞いた仁川領事鈴木充美（すずき・みつよし）は、コレラの港内流入を防ぐために二つの対策を考え出した。一つは、居留民保護のための衛生会を組織することであった。もう一つは、仁川港に入ってくる船舶に検疫を実施できる臨時規則を取りまとめ、施行することだった。³ まず、鈴木は緊急事態だという判断に基づいて各国の領事や仁川海関長代理セニケ(J. F. Schönicke)と面談した。その後、当該限定で港に入るすべての船舶を対象に検疫を施行できる臨時規則を作成した。セニケは、これにすぐ同意した。⁴ 臨時検疫規則を施行することになったのだ。

仁川領事から報告を受けた高平小五郎（たかひら・こごろう）代理公使は、海関長が定義した船舶検疫臨時規則に同意するにはするが、日本の船舶に適用する場合、「わが行政権を割与する端緒となり、相当不適切な状況」になりうることを憂慮した。臨時規則の内容通りに実施すると、検疫権の発動と関連した自国管理の行政権限を朝鮮政府に明け渡す前例を作ってしまうことを意識したのであった。さらに、規則の細部にわたる事項として避病院の設立方法、検疫官選定などが具体的に設定されていないことも問題として指摘した。ひとまず、状況が緊迫していたため、添削した内容に基づいてこれを実施せよと指示した。⁵ 翌日、鈴木は代理公使の指示に対して、検疫規則の施行はその性格上、行政規則を発動することであると認めた。彼は、今回は感染症の侵入を防止するために緊急に実施しようとする臨時検疫規則は、仁川に入港する商船にだけ効力があり、これは仁川海関長及び各国領事と協議して作ったものだといった。この臨時規則が一時的に成立した「一種の約束」なので、一般に施行する行政規則とは性格上異なるとしながら日本の前例を取り上げた。したがって、「海関が臨時検疫規則を作って我々もこれに同意するのは決して行政権を割譲する端緒にはならない」と判断した。⁶ ここに英国総領事をはじめ米国の副領事、清国の領事も臨時規則制定の趣旨に同意したという事実も伝えた。鈴木本人だけではなく、コレラの流行を懸念した各国の外交官らも海関を通じた臨時規則の作成や適用には賛成しているため、「条約上の権利に関連するほどの重大な行政規則」だとは考えなかったのだ。鈴木は、臨時船舶検疫規則を仁川港の居留日本人たちに告示し、7月15日からこの規則を施行すると本国に報告した。⁷

³ 公信第117号(1886. 6. 27)鈴木充美→青木周蔵「仁川港」『朝鮮国検疫規則』(Ref. B12082328300: 0246).

⁴ 公信第74号附屬甲号京第65号(1886. 6. 18)鈴木充美→高平小五郎「仁川港」『朝鮮国検疫規則』(Ref. B12082328300: 0235).

⁵ 公信第74号附屬乙号仁第40号(1886. 6. 22)高平小五郎→鈴木充美「仁川港」『朝鮮国検疫規則』(Ref. B12082328300: 0236).

⁶ 同文書.

⁷ 公信第126号(1886. 7. 17)鈴木充美→青木周蔵「仁川港」『朝鮮国検疫規則』(Ref. B12082328300: 0269).

臨時規則の実施如何について、仁川領事が外務省に問い合わせたので、日本政府では関連事項を検討し始めた。外務大臣井上馨は、内閣総理大臣伊藤博文にこの問題に関して法理上憂慮される点を報告した。井上大臣は、朝鮮も「治外法権条約」を締結した国家なので、朝鮮の法律をそのまま在留日本人たちに適用することは、「条約の精神に反しているので、承認しがたい」とみなした。ただし、両国の人民に被害を与える感染症の場合、公使や領事に法律制定権を委任していない状況ではあるが、朝鮮政府と協議し、検疫規則を制定し、公使の名で布告できるように許可しなければならないと判断した。法を制定できる裁量を与えられていない以上、相手国とやむをえず協議し、検疫を実施し、違反者が出れば日本国内で発布された法律や予防規則に従って処罰しようという意見であった。日本の内閣では、外務大臣が提案した意見通りに朝鮮駐在日本公使に訓令せよと決定した。⁸

しかし、閣議の決定が下った時点は、仁川領事が臨時検疫規則を仁川港内に告示し、施行日より4日も過ぎた後だった。外務大臣が高平代理公使に電報で訓令を送付したのは7月26日だった。これは、内閣の指示事項が出た日からもすでに一週間が過ぎていた。⁹ 本国で最終決定されて下った訓令よりも11日早く朝鮮現地で領事が臨時検疫規則を制定し、施行に入っただった。外務省は、現地領事の越権行為を指摘し、「海関長照会を承諾したことは速やかに取消」すよう指示した。鈴木は、高平に電信を利用して、「取消」処分をしっかりとしてほしいと要請した。さらに現在仁川ではコレラが流行しているので、船舶検疫規則は施行していないという事実を報告した。¹⁰ 仁川現地でコレラに対応するために調整を終え、施行にそのまま入ることで事前準備を終えたが、実際は居留地内で患者が急速に増え、消毒の施行、隔離病院の設置などの対応処置で、「非常に忙しい」状況であった。仁川港では足下の火から先に消さなければならなかったもので、検疫規則の施行の方は後回しにされてしまっていた。コレラで仁川状況が深刻になった反面、釜山港はかえって安定するという逆の状況になった。外部から入ってくる船舶を対象とした検疫規則の施行効果が減少してきたので、海関長も検疫規則を一時中止しなければならないというほどであった。¹¹ 検疫規則施行の件を報告してから仁川現地で日に日に状況が変化し、対応の優先順位が変わったことがわかる。

仁川領事から報告を受けた高平は、臨時規則施行取消しの進行手続きを考慮し、次のような

⁸ 親展送第417号附屬文書(1886. 7. 19)「仁川港」『朝鮮国検疫規則』(Ref. B12082328300: 0254).

⁹ 電信訓令案(1886. 7. 26)井上馨→高平小五郎「仁川港」『朝鮮国検疫規則』(Ref. B12082328300: 0264).

¹⁰ 機密第84号仁川海関検疫一件第二別紙甲機密第20号(1886. 8. 5)鈴木充美→高平小五郎「仁川港」『朝鮮国検疫規則』(Ref. B12082328300: 0294).

¹¹ 機密第20号(1886. 8. 8)鈴木充美→青木周蔵「仁川港」『朝鮮国検疫規則』(Ref. B12082328300: 0298).

順で処理すればいいという意見を外務大臣に伝えた。とりあえず最初に臨時検疫規則を承認した時点に戻してそれを取消し、居留民たちに告示した布達まで廃止する。その後、外衙門と規則を再び議論し、処分する方法を作ってみようという提案であった。¹² 外務省は、これをそのまま承認した。高平は、外務省の訓令通りに仁川領事に臨時検疫規則の「承諾を取消し、さらに貴官の布達を撤回する」と通報した。¹³ これによって、鈴木が仁川港で時限的に施行すると告示した臨時検疫規則は効力を喪失した。

3. 元山港の検疫規則施行合意と各国の共助

釜山港でコレラが流行しているという知らせを聞いた元山領事館では、6月1日から入港する船舶に対し検疫を実施することにした。さらに、居留民たちにはコレラ予防のための注意事項や臨時規則を作ってこれを遵守せよと告示した。¹⁴ 元山でのコレラへの取組みに対し、奥義制（おく・ぎせい）書記生から報告を受けた外務省では、施行規則を検討した。「虎列刺病取扱並予防仮規則」のうち、第20条から第22条までは、字句の修正が行われた。全体で13カ条から成り立っている「避病所仮規則」はすぐに施行しても問題がないと結論付けた。¹⁵

それから2か月後、永興（ヨンフン）をはじめ、元山でもコレラ患者が発生した。奥領事代理は、8月7日付で元山監理李重夏と清の元山署理通商事務姚文藻に、公文を送り、居留地に入ることができる通路を南側の一方向だけに制限し、ここに入出入りする両国人や、彼らが所持している荷物に関して消毒を実施するとした。さらに、烽燧台下の道路や他の経路は遮断してコレラが侵入できないようにすると通知した。¹⁶ しかし、朝鮮や清の官吏たちは、通商章程運営上この問題を規定している条文がないという点を取り上げて、上級機関に施行を問い合わせなければならぬと日本側に回答した。姚文藻は「通商章程と関連している事件なので重大であり、まだ明確な条款がないので、本署の理事が勝手に主管することはできない」という立場であっ

¹² 機密第84号(1886. 8. 6) 高平小五郎→井上馨「仁川港」『朝鮮国検疫規則』(Ref. B12082328300: 0292).

¹³ 公信第177号附屬乙号機密第39号(1886. 9. 5) 高平小五郎→鈴木充美「仁川港」『朝鮮国検疫規則』(Ref. B12082328300: 0306).

¹⁴ 第70号(1886. 6. 21) 奥義制→青木周蔵「明治十九年元山港検疫規則ニ関スル件」『朝鮮国検疫規則』(Ref. B12082328800: 0329).

¹⁵ 送第5060号(1886. 7. 5) 青木周蔵→奥義制「明治十九年元山港検疫規則ニ関スル件」『朝鮮国検疫規則』(Ref. B12082328800: 0338).

¹⁶ 第105号附屬第10号(1886. 8. 7) 奥義制→姚文藻(Ref. B12082328800: 0350); 第31号(1886. 8. 7) 奥義制→李重夏「明治十九年元山港検疫規則ニ関スル件」『朝鮮国検疫規則』.

た。¹⁷ 李重夏も釜山ですでにこの方法を実施したが、まだ不便さがあり、商業的にも支障があると伝え聞いた内容を取り上げながら、「恐れ多くも章程に掲載されていない事項を勝手に許諾して施行することはできない」とした。¹⁸ 条約運営上、規定のない内容を任意で実行することはできないとしながら、日本側の消毒実施に関する協力要請を朝清両国の官吏たちはすぐに受け入れなかった。奥は、日本の居留地に滞在する外国人の場合、日本領事が発布した各種の規則や警察法に従うことにすでに約定していた事実を取り上げながら、消毒実施を拒否する理由が「とてもおかしい」とみた。¹⁹ それでも姚文藻は、袁世凱に問い合わせしてから処理するといい、日本側の規則は日本の商人にだけ施行することができると回答した。日本側が提案した消毒規定を自国民にまですぐに適用できないという立場を明らかにした。

李重夏と姚文藻、奥と元山税関長クリーグ(E. F. Creagh)は、日本領事館に集まって消毒法実施問題を再度協議した。しかし、消毒実施に関してそれぞれ考え方が異なったため、合意点を導出することは簡単ではなかった。²⁰ 8月12日、奥はとりあえず3カ国の居留民を対象に、共通して実施できる消毒方法を取りまとめた「虎列拉病豫防略則」に漢文の翻訳までつけて姚文藻に送り、異議がなければ速やかに告示してほしいと要請した。姚文藻は現在コレラに対する取り組みは各国とも関連があるので、元山監理、海関税務司とも会同して検討した後、実施すると答えた。とりあえず略則内容には異議がないとしたのである。²¹ 元山副領事渡辺修(わたなべ・おさむ)は、この内容を李重夏に通知し、問題がなければすぐに実施してほしいと要請した。李重夏もこの略則に従って取り組むと回答した。ただし、朝鮮官吏、吏隸に関連して、別途の約定が必要だという但書をつけた。²² 李重夏は、「擬防疫章程議定後另約二條」を作成して渡辺に送った。朝鮮の官庁に出入りする官吏や属吏は商人とは異なるので、消毒法実施から除外するという内容であった。さらに、彼らが着る衣服の色や標識などを確認した後に、道

¹⁷ 第105号附屬イ号(1886. 8. 7)姚文藻→奥義制「明治十九年元山港検疫規則ニ関スル件」『朝鮮国検疫規則』(Ref. B12082328800: 0352)。

¹⁸ 第105号附屬第18号(1886. 8. 8)李重夏→奥義制「明治十九年元山港検疫規則ニ関スル件」『朝鮮国検疫規則』(Ref. B12082328800: 0360)。

¹⁹ 第105号(1886. 8. 21)渡邊修→青木周蔵「明治十九年元山港検疫規則ニ関スル件」『朝鮮国検疫規則』(Ref. B12082328800: 0347)。

²⁰ 第105号(1886. 8. 21)渡邊修→青木周蔵「明治十九年元山港検疫規則ニ関スル件」『朝鮮国検疫規則』(Ref. B12082328800: 0347)。

²¹ 第105号附屬ハ号(1886. 8. 13)姚文藻→奥義制「明治十九年元山港検疫規則ニ関スル件」『朝鮮国検疫規則』(Ref. B12082328800: 0367)。

²² 第105号附屬第22号(1886. 8. 16)李重夏→渡邊修「明治十九年元山港検疫規則ニ関スル件」『朝鮮国検疫規則』(Ref. B12082328800: 0370)。

端で彼らを捕まえて消毒実施しないからといって、問責してはならないとした。

渡辺は、同日に送った返信を通じて、これに異議はないと答えた。朝鮮側と往来した照会文の中には明示されていないが、外務省に報告した文書で、李重夏が官署に出入りする官吏や属吏たちを消毒法実施の対象から除外してほしいとした理由を確認することができる。朝鮮官吏らは、一般人と同じ方法で消毒を受けることになる、自分たちの体面が損なわれると思っていた。官員としての社会的威信を重視し、民間とは区別されるべきだという立場だったため、検疫を官民に同様に適用することに強力に反発したのだ。さらに、消毒を実施する主体は日本側であり、朝鮮の官民が全員消毒される客体となるため、これもやはり言いなりになっている姿に映ることになるので過敏に反応していたものと思われる。

朝鮮側の要求事項を日本側が受け入れる形で消毒法実施に対する合意にいたることができた。清国及び朝鮮側と消毒法実施に関して、公文書往復を通じて協議を終えた渡辺は、8月17日からこの法律を施行すると両側に通報した。²³ 李重夏と元山通商事務書記官の劉希文もそれぞれ自国民にこの事実を告示し、これに従うと回答した。²⁴

元山では、朝、清、日三国の官吏間でコレラ予防のための協議や共助が比較的円滑になされた方であった。日本居留地に出入りする朝鮮人たちを対象に消毒を実施する過程で、官吏たちを例外にしたことに特徴がある。朝鮮の官吏が一般人より良い衛生状態や社会的威信を重視するという面を、消毒議論過程から確認することができた。

4. 釜山港の検疫規則施行をめぐる議論と葛藤

釜山では、5月からコレラが流行し始めた。毎日平均20人ほどが発病し、死亡した。近隣地域の状況を確認した釜山日本領事館では、日朝両国民の居留地往来を遮断し、コレラを予防できる検疫方法を朝鮮側に照会し、施行することにした。すでに検疫本部は、龍尾山と居留地内の3か所に分所を設置して運営していた。²⁵ 6月3日から日本の租界地内に出入りする朝鮮人たちにも官吏や一般人の区別なく消毒薬を撒布し始めた。翌日から人々の往来を遮断した。²⁶ 朝鮮

²³ 第37号(1886. 8. 16)渡邊修→李重夏(Ref. B12082328800: 0377) ; 第15号(1886. 8. 16)渡邊修→劉希文「明治十九年元山港検疫規則ニ関スル件」『朝鮮国検疫規則』(Ref. B12082328800: 0378).

²⁴ 第105号附屬ホ号(1886. 8. 16)劉希文→渡邊修(Ref. B12082328800: 0381) ; 第105号附屬第24号(1886. 8. 16)李重夏→渡邊修「明治十九年元山港検疫規則ニ関スル件」『朝鮮国検疫規則』(Ref. B12082328800: 0380).

²⁵ 「釜山及馬山浦流行病(本月二日釜山特發通信)」『東京日日新聞』(1886. 6. 11)。

²⁶ 『海隱日録』I, 丙戌5月2日, 3日(釜山近代歴史館 編, 2008: 563~564) ; 「釜山通信」『郵便報知新

の官員たちが通商関係の公務の際に消毒手続きに従うようにしたことに対し、監理署に勤務していた関建鎬は鬱陶しく思っていた。これに抗議する公文書を日本側に送らなければならないと監理に建議するほどであった。²⁷

その日から2週間ほど過ぎた後、コレラ予防法や施行範囲を決めた検疫規則を日本領事館が施行しようとして問題が起きた。釜山駐在日本領事が施行すると通知してきた検疫規則は、全12カ条であった。²⁸ 12の条項は、日本居留地に入出入りするヒトやモノに対し、消毒方法や制限を規定した。コレラの居留地内の浸透防止や管理が検疫規則施行の目的であった。しかし、日本領事館が自国民を保護するために急いで制定した取り締まり規定に過ぎなかった。各国の外交官からすると、これは事前協議をせず日本側が一方的に出した規則であった。

東萊府使をはじめ、海關稅務司と清國理事官は、釜山領事代理宮本熙（みやもと・ひぐま）が送ってきた検疫規則の写本を受け取った。しかし、彼らはここに多少同意できない内容があるという点を取り上げ検疫施行に反対した。朝鮮側も條款別に検討し、削除、改正しなければならない事項をまとめて釜山領事に送った。²⁹ 居留地内を往来する者に対する准單發給の撤廢（第2条）、消毒藥を撒布する場合、官吏や商人の區別と別途の取り扱い（第6条）、日本領事の稅務司權限の侵害（第9、10条）などを取り上げた。居留地内の感染症の流行を防ぐという理由だけで、日本の官吏が朝鮮人の上位に立って監督し統制できるよう設定したのは、自国の主權を侵害する余地が多分にあったからだ。日本側の今回の取組みは、「一種の專斷」で、「開港場で單純に一概の領事の担当に歸屬させられる問題ではない」と、越權行為であることを指摘した。よって、この問題は、「利害關係のある官員たちに照會し、同意を得る必要」があった。監理は、海關稅務司、清國理事官、日本領事と會同し、別途に章程を作成しなければならないという立場であった。したがって、日本側はとりあえず自国の居留民だけに絞って検疫を施行するしかなかった。

釜山日本領事館が施行しようとした検疫規則に対し、釜山在留外国人の中で不満が出たという話は高平代理公使も聞いていた。高平は、本国の政府でも検疫法を嚴重に実施しており、「居留民一般の衛生予防と關係」があるだけに「最初から嚴しく詳細に従事しなければならないと

聞』（1886. 7. 7）。

²⁷ 『海隱日錄』Ⅰ，丙戌5月3日，4日（釜山近代歷史館 編，2008：563~564）。

²⁸ 機密第九号別紙壹号「釜山港」『朝鮮國検疫規則』（Ref. B12082329100：0439~0441）。

²⁹ 『東萊府與日本領事往來照會』。冊子に年度は書かれてないが、1886年コレラ流行当時、釜山監理と釜山駐在日本領事がやり取りした文書を一部収録している資料で確認できる。

いう点はもちろん」とした。³⁰ 衛生と関連して検疫法を施行することが重大な問題という点では必要性を認めた。ただし、外国人から不必要に不満を買うことを放っておくわけにはいかなかった。したがって、彼らが反発するようになった原因を調査し、検疫の施行の経緯を詳細に外務省に報告するよう宮本に指示した。³¹

青木周蔵（あおき・しゅうぞう）外務次官は、今度は宮本が釜山港で検疫予防規則を実施しながら、日本側が制定した規則を朝鮮及び外国人にも適用させようとしたという点が「領事の権限の範囲を超える」行為として問題になると判断した。開港場で検疫と関連した行政権を発動させるためには、手続き上朝鮮官吏をはじめ各国の領事たちと協議をする手続きの後、上級者である公使の認可を受けて正式に居留民に告示しなければならなかった。宮本は、この過程を省略したまますぐにコレラ予防のための検疫規則を新しく制定し、各国の外交官に通知することによって手続き上重大な誤謬を犯した。青木としても宮本の慎重さに欠けた対処によって発生した問題ただけに彼を叱責するしかなかった。青木は、今後検疫規則を実施するためには、日本の公使が先に朝鮮政府と協議した後、施行しなければならないという点を宮本にはっきり知らせた。そうして、釜山港で今後コレラが流行するとき、対処に参考になるような事例を一つ提示しておいた。それは、先述した元山監理と日本領事、清国理事官が事前協議を経て施行した元山港の防疫事例であった。

5. おわりに

開港期の朝鮮では、全国的にコレラが何度も流行した。釜山、元山、仁川と3か所の開港場を中心にコレラの流行に備えるための防疫活動は、1886年からはじまった。この時期は、まだ朝鮮政府が公式的に検疫規則を整備して施行に入る段階ではなかった。したがって、朝鮮内の開港場ごとに取り組み方が異なっていた。元山港のように各国が円滑に協調して防疫をする場合もあった。反面、日本領事が草案して作った検疫規則案に対して越権などの問題を提起し、葛藤する釜山港の事例もあった。

1886年当時、コレラの地域拡散を防ぎ、自国民を保護するために検疫をしなければならないという現実的な必要性は確かに存在し、各国の官吏たちもそれを認めていた。しかし、検疫を施行する基準は、誰が、どのように設定し、関連規則を適用できる対象をどこまでに設定する

³⁰ 機密第9号(1886. 7. 16) 高平小五郎→宮本熙「釜山港」『朝鮮国検疫規則』(Ref. B12082329100: 0426).

³¹ 同文書(機密第9号, Ref. B12082329100: 0426).

のか、という問題が台頭した。朝鮮の各開港場に勤務していた日本領事は、状況の緊急性を理由に取り締まる条項を草案として提示した。ここに、その後の検疫規則の標準を先取りしようとする狙いが読み取れる。ただし、開港場別に朝鮮監理と海関長、各国の外交官から検疫規則の施行に関してそれぞれ同意を得なければならなかった。さらに、条約運営上、問題がないのか本国での検討と承認を得る過程が必要であった。

検疫規則の制定と施行には、各国の外交官たちの利害関係と保護という問題が複雑に入り組んでいた。それだけに時宜性があり、趣旨が明確であっても開港場でそのまま検疫規則の施行を一方的に貫徹することはできなかった。検疫規則を制定し、各国の人民に適用するというのは、条約運営上多くの複雑な問題を含んでいた。開港場に居留する他国民の管理・監督権限はどこまでも当該国の領事や公使にあったからだ。状況がいくら緊急事態だからとしても消毒実施や立ち入り統制などで強力な権限を行使できるように容認した場合、今後条約違反を名分に列強が介入する憂慮もあった。日本政府では、当時西欧列強を対象に推進していた条約改正にも影響を及ぼすことができる事案であるという点を強く意識しながら、朝鮮の開港場内の検疫施行問題にアプローチしていた。一方で、元山港と釜山港の事例からもわかるように、緊急性があったとしても一方的な検疫規則の制定や運営には朝鮮側が強く異議をとなえ、改定、削除を要求した。感染症予防を名分にして自国民を対象に統制できる権限を強力に行使することは、自国の主権を侵害する要素が多分にあったからだ。1886年朝鮮の開港場内の臨時検疫規則の制定と運営の様相は、各国が検疫問題にどのようにアプローチしているのかをよく示す事例だといえる。

参考文献

1. 資料

『訳注梅泉野録』上(黄玟著、イム・ヒョンテク外訳、文学と知性社、2005)

『海隠日録』I (関建鎬著、釜山近代歴史館編、釜山近代歴史館、2008)

『東萊府與日本領事往復照会』(韓国国立中央図書館所蔵)

『朝鮮国仁川元山京城釜山檢疫規則制定并ニ実施一件』(日本外務省外交史料館所蔵、アジア歴史資料センター, Ref. B12082327900)

『朝鮮国伝染病侵入豫防予規則制定一件』(日本外務省外交史料館所蔵、アジア歴史資料センター, Ref. B12082330200)

国会図書館立法調査局編、『旧韓末條約彙纂』中, 国会図書館立法調査局, 1965

チェ・ドクス外著、『条約で見る韓国近代史』, パジユ: ヨルリンチェックドル, 2010

2. 論著

内海孝『感染症の近代史』, 東京: 山川出版社, 2016

山本俊一『日本コレラ史』, 東京: 東京大学出版会, 1982

シン・キュファン「1870～1880年代日本のコレラ流行と近代的防疫体系の形成」『史林』64, 首善史学会, 2018

シン・ドンウォン『韓国近代保健医療史』, ハヌルアカデミー, 1997

朴正鉉「19世紀末(1882-1894年)朝鮮華商の組織と商業活動」『中国史研究』66, 2010

朴漢珉「1879年コレラの拡散と朝日両国の対応」今西淳子編『アジアの未来へ—私の提案』, 東京: Japan Book, 2017

朴漢珉「1886年朝鮮内のコレラ流行と開港場の檢疫」『医史学』29-1, 大韓医史学会, 2020

孫禎睦『韓国開港期都市変化過程研究』, 一志社, 1982

李東勳『在朝日本人社会の形成: 植民地空間の変容と意識構造』, 東京: 明石書店, 2019